



議会だより

発行 鎌ヶ谷市議会
編集 議会だより編集委員会
〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号
電話 047(445)1191(直通)
FAX 047(445)2053

9月会議が始まりました

◎9月会議の日程が決まる

9月4日(木)午後1時に会議を開き、次のとおり日程を決定しました。

日	曜日	時 間	内 容	日	曜日	時 間	内 容
9月 9日	火	午前10時	議案に対する質疑	9月18日	木	午前10時	決算審査特別委員会
10日	水	午前10時	総務企画常任委員会	19日	金	午前10時	一般質問
		午後 1 時	都市・市民生活常任委員会	22日	月	午前10時	一般質問
11日	木	午前10時	教育福祉常任委員会	24日	水	午前10時	一般質問
16日	火	午前10時	決算審査特別委員会	25日	木	午前10時	一般質問
17日	水	午前10時	決算審査特別委員会	29日	月	午後 1 時	委員長報告・討論・採決・散会

マークの付いた会議はインターネット中継を行っています。

◎今会議で審議される議案

- 議案第1号 鎌ヶ谷市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項を改めようとするものです。
- 議案第2号 鎌ヶ谷市職員の育児休業等に関する条例及び鎌ヶ谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、未就学の子を養育する職員を対象とした部分休業の拡充等を図るほか、職員が仕事と育児を両立しやすい環境を整備するための所要の改正をしようとするものです。
- 議案第3号 鎌ヶ谷市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】職員の特殊勤務手当の支給対象に非常災害時における応急対策等のために派遣された場合の業務を加えるほか、育児短時間勤務職員等に対し勤務時間に応じた特殊勤務手当を支給する方法を追加するものです。
- 議案第4号 鎌ヶ谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
【概要】本条例の規定方法について、基準府令の例によるものとするもので、一部改正が行われた際に、その効力を即時に反映するため、当該条例の全部を改正しようとするものです。
- 議案第5号 鎌ヶ谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
【概要】本条例の規定方法について、基準府令の例によるものとするもので、一部改正が行われた際に、その効力を即時に反映するため、当該条例の全部を改正しようとするものです。
- 議案第6号 鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
【概要】本条例の規定方法について、基準府令の例によるものとするもので、一部改正が行われた際に、その効力を即時に反映するため、当該条例の全部を改正しようとするものです。
- 議案第7号 鎌ヶ谷市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
【概要】基準省令の一部改正が行われた際に、その効力を即時に反映するため、現行の2つの条例を統廃合した上で、新たな条例を制定しようとするものです。
- 議案第8号 鎌ヶ谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
【概要】本条例の規定方法について、基準省令の例によるものとするもので、一部改正が行われた際に、その効力を即時に反映するため、当該条例の全部を改正しようとするものです。
- 議案第9号 鎌ヶ谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
【概要】本条例の規定方法について、基準省令の例によるものとするもので、一部改正が行われた際に、その効力を即時に反映するため、当該条例の全部を改正しようとするものです。
- 議案第10号 鎌ヶ谷市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定について
【概要】本条例の規定方法について、介護保険法施行規則に定める基準の例によるものとするもので、一部改正が行われた際に、その効力を即時に反映するため、当該条例の全部を改正しようとするものです。
- 議案第11号 鎌ヶ谷市議会議員及び鎌ヶ谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【概要】公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担額を改めようとするものです。
- 議案第12号 令和7年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算(第4号)
【概要】補正前の予算総額433億2,780万1千円に対し、歳入歳出それぞれ15億612万6千円を追加し、補正後の予算総額を448億3,392万7千円にしようとするものです。
- 議案第13号 令和7年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
【概要】補正前の予算総額102億9,300万円に対し、歳入歳出それぞれ7,574万7千円を追加し、予算総額を103億6,874万7千円にしようとするものです。
- 議案第14号 令和7年度鎌ヶ谷市介護保険特別会計補正予算(第1号)
【概要】補正前の予算総額104億5,900万円に対し、歳入歳出それぞれ1億9,730万2千円を追加し、予算総額を106億5,630万2千円にしようとするものです。
- 議案第15号 令和7年度鎌ヶ谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
【概要】補正前の予算総額19億1,100万円に対し、歳入歳出それぞれ1,228万5千円を追加し、予算総額を19億2,328万5千円にしようとするものです。
- 議案第16号 令和6年度鎌ヶ谷市一般会計歳入歳出決算の認定について
【概要】決算額は、歳入457億1,698万2千円、歳出437億9,040万2千円で、歳入歳出とも前年度より増となりました。主な要因は、歳入では財産収入や市債などの増、歳出では新鎌ヶ谷駅周辺地区市街地整備促進事業用地購入費、定額減税補足給付金などの増によるものです。
- 議案第17号 令和6年度鎌ヶ谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
【概要】決算額は、歳入98億5,100万3千円、歳出97億7,571万2千円で、歳入歳出とも前年度より減となりました。主な要因は、歳入については国民健康保険料や県支出金などの減、歳出については保険給付費や国民健康保険事業費納付金などの減によるものです。
- 議案第18号 令和6年度鎌ヶ谷市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
【概要】決算額は、歳入103億1,911万2千円、歳出101億2,427万7千円で、歳入歳出とも前年度より増となりました。主な要因は、歳入については保険料や支払基金交付金などの増、歳出については保険給付費や基金積立金などの増によるものです。
- 議案第19号 令和6年度鎌ヶ谷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
【概要】決算額は、歳入18億9,431万9千円、歳出18億8,225万3千円で、歳入歳出とも前年度より増となりました。主な要因は、歳入については後期高齢者医療保険料や繰入金などの増、歳出については総務費や広域連合納付金などの増によるものです。
- 議案第20号 令和6年度鎌ヶ谷市下水道事業会計決算の認定について
【概要】決算額は、収益的収入18億7,519万1千円、収益的支出17億2,567万4千円となりました。また、資本的収入11億4,414万7千円、資本的支出16億581万1千円となりました。
- 議案第21号 鎌ヶ谷市立図書館外壁等改修(建築)工事請負変更契約の締結について
【概要】令和6年9月30日付けで契約を締結した鎌ヶ谷市立図書館外壁等改修(建築)工事請負契約について、契約変更の必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。
- 議案第22号 消防ポンプ自動車の購入について
【概要】消防ポンプ自動車を購入しようとするもので、予定価格が2,000万円以上のため、議会の議決を求めるものです。
- 議案第23号 消防団消防ポンプ自動車の購入について
【概要】消防団消防ポンプ自動車を購入しようとするもので、予定価格が2,000万円以上のため、議会の議決を求めるものです。
- 議案第24号 鎌ヶ谷市市道路線の認定及び廃止について
【概要】鎌ヶ谷市市道路線として、新たに6路線を認定するとともに、3路線を廃止しようとするものです。

(2面に続く)

会議の日程や一般質問の順番は、議事運営上の都合により変更することがあります。